

成年年齢引き下げ後の成人式の開催について

令和4年4月1日に施行される改正民法により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるが、成人式の規定はなく、対象年齢等は自治体の判断に委ねられることから、次のとおり実施することを決定しました。

1. 対象年齢

20歳（年度中に20歳に達する人）

【対象年齢決定にあたっての検討事項】

- ・新成人へのアンケート
- ・黒部市社会教育委員会からの意見聴取
- ・現行から変更した場合の影響

2. 式の名称

「^{はたち}20歳を祝う式」

対象年齢を20歳とすると、これまでの「成人式」の名称は適切ではなくなることから、対象年齢をあらわす名称を入れた「20歳を祝う式」とする。

3. 開催時期

国民の祝日「成人の日」の前日

現行の1月のほか、3月の春休み、4、5月のゴールデンウィーク、8月のお盆等が候補として挙げられるが、式の開催趣旨の「大人としての自覚」を促す契機として、現行どおり「成人の日」の前日に開催することとする。

4. 問い合わせ

生涯学習文化課 女性青少年係（TEL：0765-54-2764）